

# 審査委員会設置検討会 報告書要旨

2005.5  
日本セキュリティ監査協会  
事務局

## 1. 審査委員会設置検討会の取り組み

# 1.1 これまでの開催状況と主な内容

- 第1, 2回 2004.4.15(木),5.11(火)
  - 審査委員会設置の目的・方針および論点確認
  - 今後のスケジュール
- 第3, 4回 2004.6.24(木),7.13(火)
  - 倫理基準の検討
  - 紛争審査制度／監査品質審査制度の検討
- 第5, 6, 7回 2004.8.6(金),8.30(金),9.8(水)
  - 審査委員会設置検討会中間報告書の検討
- 中間報告 2005.9.14(火)～10.15(金)
  - 「審査委員会設置検討会 中間報告会」会員向けパブコメ募集
  - 「審査委員会設置検討会 中間報告会」説明会(2005.9.27(月))
- 第8回 2005.1.27(木),2.24(木)
  - 規程類の整備検討
- 第10回 2005.3.14(月)
  - 「審査委員会設置検討会 報告書」の検討

## 1. 審査委員会設置検討会の取り組み

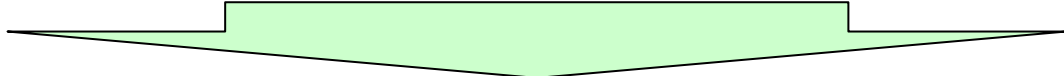
# 1.2 今後の予定

- 2005.4.18(月) 協会内説明会開催、
- 2005.4.11(月)～5.10(火)ホームページにて意見募集実施
- 2005.4.27(水) 幹事会審議(理事会審議事項の確認)
- 2005.5.11(水) 理事会審議
  - 審査委員会制度の根拠規程の制改定
    - 細則、審査委員会規程
    - 会員倫理規程、倫理審査規程、紛争審査規程、監査品質審査規程
  - 審査委員会メンバー選任
- 2005.5.25(水) 総会
  - 定款改正(懲戒処分の根拠規定を改正)
- 2005.5月末～6月初 第1回審査委員会の開催
  - 審査委員会の運営根拠規程の制定
    - 審査委員会運営細則
    - 倫理基準の手引き、紛争審査の手引き、監査品質審査の手引き、懲戒処分ガイドライン
  - 委員長、副委員長選任、チーム編成

## 2. 審査委員会の位置づけ

# 2.1 審査委員会設置の目的

- 「情報セキュリティ監査制度」の普及・浸透に向けて必要なものは以下の通り(協会の設立趣意書より)
  - 情報セキュリティ監査の普及啓発活動
  - 監査主体による「公正かつ公平な情報セキュリティ監査」の実施
    - 標準的な監査手法や監査技術の確立
    - 監査の質(高い倫理感、高い専門的能力)が一定水準以上であることを担保する仕組み作り
- 上記のうち、「情報セキュリティ監査の普及啓発活動」「標準的な監査手法や監査技術の確立」は、部会活動を通じて実施中
  - しかし、「監査の質(高い倫理感、高い専門的能力)が一定水準以上であることを担保する仕組み作り」は、まだ存在しない



情報セキュリティ監査が今後世の中で一定の地位を認められ、ビジネスとしても発展していくためには、この仕組みを司る機関として審査委員会を形作る必要がある

## 2. 審査委員会の位置づけ

# 2.2 審査委員会にて取り組む内容

### •審査委員会にて取り組むべき内容

–「高い倫理観」を担保

：倫理基準の適用（倫理審査制度の運営）

–「高い専門的な能力」を担保

：紛争審査制度／監査品質審査制度の運営

### •現行組織図上の表記と当報告書の関係

–「倫理制度の検討」

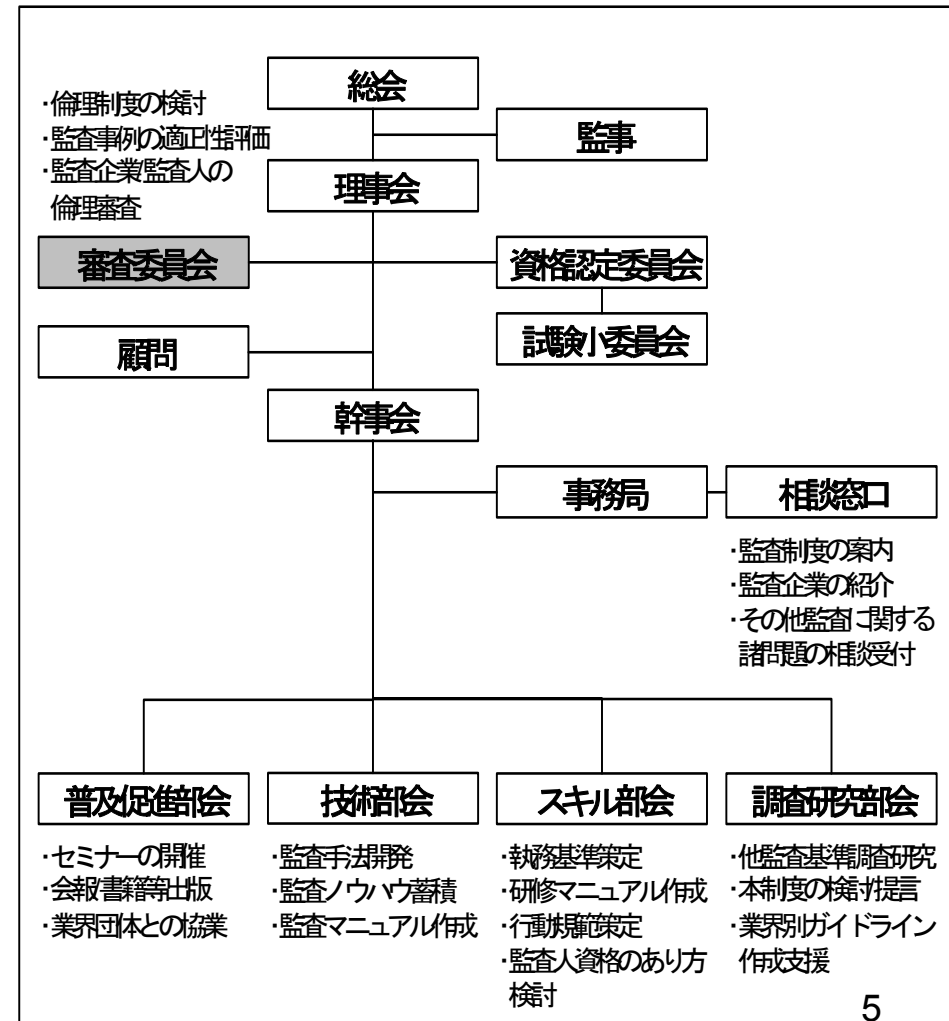
→ 「3. 1 倫理規程の制定」参照

–「監査事例の適正性審査」

→ 「4. 3 紛争審査の手順」「5. 3 監査品質審査の手順」参照

–「監査企業/監査人の倫理審査」

→ 「6. 2 倫理審査の手順」参照



### 3. 倫理基準

## 3.1 倫理規程の制定

- ・ 協会の入会要領としてパンフレットやホームページ上に以下内容が明記
  - ・ 「設立趣意に賛同頂ける方(団体、法人、個人)
  - ・ 「協会制定の倫理規程を遵守頂ける方
 → したがって倫理規程の制定により、協会は会員の高い倫理観が一定水準以上であることを世間に表明するとともに、会員はその高い倫理観を保持し続ける必要がある。
- ・ 「情報セキュリティ監査基準 一般基準」には以下内容が記載
  - ・ 「情報セキュリティ監査人は、職業倫理に従い、誠実に業務を実施しなければならない」(2.3 職業倫理と誠実性)
 → 情報セキュリティ監査を実施する監査人個人も高い倫理観を保持し続ける必要がある。
- ・ そこで、以下2種類の倫理規程を制定する
  - ・ 会員倫理規程(案) : 会員企業(団体)を対象(※1)
  - ・ 監査人倫理規程 : CAIS資格認定者を対象(※2)
 ※1 個人が会員として入会する場合は、会員倫理規程(案)も適用対象  
 ※2 情報セキュリティ監査アソシエイト(監査助言者として協会が認定する専門家)も適用対象  
 → 企業(団体)・個人(監査人)それぞれで2通り合わせて計4通りの属性毎に適用対象となる倫理基準が異なる(下表イメージ)

		企業(団体)	
		会員	非会員
個人 (監査人)	CAIS資格認定者	対象(両方)	対象(監査人倫理規程のみ)
	CAIS資格認定者以外	対象(会員倫理規程(案)のみ)	対象外

### 3. 倫理基準

## 3.2 会員の倫理

- 規程案は、「会員倫理規程(案)」を参照
- 関連のある団体の倫理基準等をベースに作成
  - ITコーディネータ倫理規程(特定非営利活動法人ITコーディネータ協会)
  - 倫理綱領(システム監査学会)
  - 倫理綱領(社団法人情報サービス産業協会)
  - 職業倫理規定(情報システム監査人財団)
  - 倫理綱領(内部監査人協会)
  - 倫理規則(日本公認会計士協会)
  - システム監査人倫理規定(特定非営利活動法人日本システム監査人協会)
  - 弁護士職務基本規程(日本弁護士連合会)
- 協会独自の考え方は以下の通り
  - 協会の活動基盤である情報セキュリティ監査の観点から、協会および会員が社会的信頼を維持するために必要な内容を整理
    - 第2条(基本原則)
    - 第3条(監査人の基本的責務)
  - 会員には紛争審査・監査品質審査への協力義務を明記
    - 第9条(紛争審査への協力)
    - 第10条(外部審査への協力)

### 3. 倫理基準

## 3.3 情報セキュリティ監査人の倫理

- 規程は、「監査人倫理規程」を参照
  - 2004年11月4日制定済(右イメージ)
- 考え方は以下の通り
  - ISO19011にて求められる監査員の力量として、「倫理的である」ことが明記されている
  - この「倫理的である」の具体的内容を表したものとして、公認情報セキュリティ監査人資格制度(CAIS)における資格認定の要件となる
  - 公認情報セキュリティ監査人資格制度(CAIS)においては、資格認定時、および3年毎の資格更新の毎に以下情報セキュリティ監査人の倫理への遵守を宣言することを監査人に求める
    - 「情報セキュリティ監査基準」の一般基準(一般的な情報セキュリティ監査人に求める倫理)
    - 監査人倫理規程(協会認定の情報セキュリティ監査人として特別に求められる倫理)
- 倫理基準のより具体的な内容として、「倫理基準の手引き」を策定
  - 今回初版として策定し、今後判明する事例や教訓等を反映

#### 監査人倫理規程

2004年11月4日制定

第1条(目的)

第2条(基本原則)

第3条(監査人の基本的責務)

第4条(法令遵守)

第5条(協会の社会的信頼の維持)

第6条(監査人相互の倫理)

第7条(品質管理)

第8条(紛争審査への協力)

第9条(監査品質審査への協力)

第10条(懲戒)

第11条(規程の変更)

第12条(その他)

規程全文は以下URLを参照

<http://www.jasa.jp/qualification/explanation/regul11.html>



### 3. 倫理基準

## 3.4 懲戒処分(1)

### ○日本弁護士連合会の場合

- 1.戒告(弁護士に反省を求める処分です)
- 2.業務停止(2年以内で弁護士業務を行うことを禁止します)
- 3.退会命令(弁護士ではなくなりますが、弁護士となる資格は失いません)
- 4.除名(弁護士でなくなるだけでなく、弁護士となる資格も喪失します)

### ○JASAの場合(案)

#### 会員に対して

- ・戒告(会員に反省を求める処分)
- ・資格停止(一定期間会員資格を停止)
- ・除名(会員資格を喪失)

#### 監査人に対して

- ・戒告(監査人に反省を求める処分)
- ・資格停止(一定期間監査人資格を停止)
- ・資格剥奪(監査人資格を喪失)

※現行定款には第11条(除名)として以下規定あり

→会員に対して、斜字部分を追加し、「資格停止」「戒告」を定款上に明記  
(監査人に対しては、定款ではなく資格制度規程にて明記)

#### 第11条(除名・資格停止・戒告)

会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の決議により、これを除名、資格停止または戒告とすることができる。

1. この定款のほか、当法人の規則または理事会もしくは総会の決定に違反したとき。
2. この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
3. 会費の納入を怠ったとき。

### 3. 倫理基準

## 3.4 懲戒処分(2)

- 戒告・資格停止・除名の境界については、「懲戒処分ガイドライン(案)」を策定。
  - 定款第11条の各項に分け、下表の通り基本となる懲戒処分の量定を定める
  - 個別事情・周辺事情により基本となる処分を加重又は軽減することを可能であり、個々の事案に応じた適切な懲戒処分を行なう

	会員による違反	CAIS資格認定者による違反
定款 第11条 1項違反	協会の定款、規則または理事会、総会の決定に違反 ・故意の場合：資格停止6月 ・過失の場合：戒告	協会の規則に違反 ・故意の場合：資格剥奪 ・過失の場合：資格停止6月
定款 第11条 2項違反	監査報告業務における虚偽・不当行為 ・故意の場合：資格停止6月 ・過失の場合：戒告	監査報告業務における虚偽・不当行為 ・故意の場合：資格剥奪 ・過失の場合：資格停止6月
	法令違反行為 ・故意の場合：資格停止3月 ・過失の場合：戒告	法令違反行為 ・故意の場合：資格停止6月 ・過失の場合：戒告
定款 第11条 3項違反	納入期限日付から3ヵ月以上経過 ・(入金確認できる迄)資格停止	納入期限日付から3ヵ月以上経過 ・(入金確認できる迄)資格停止
	納入期限日付から6ヵ月以上経過 ・除名	納入期限日付から6ヵ月以上経過 ・資格剥奪

## 4. 紛争審査制度

# 4.1 紛争審査制度の定義・目的

- 定義

- 被監査主体より提起される苦情を契機として、現に行われた監査に対し、情報セキュリティ監査制度に基づき、その監査に用いられた基準及び倫理基準等協会の定める基準に示された監査水準に適合するか否かを審査

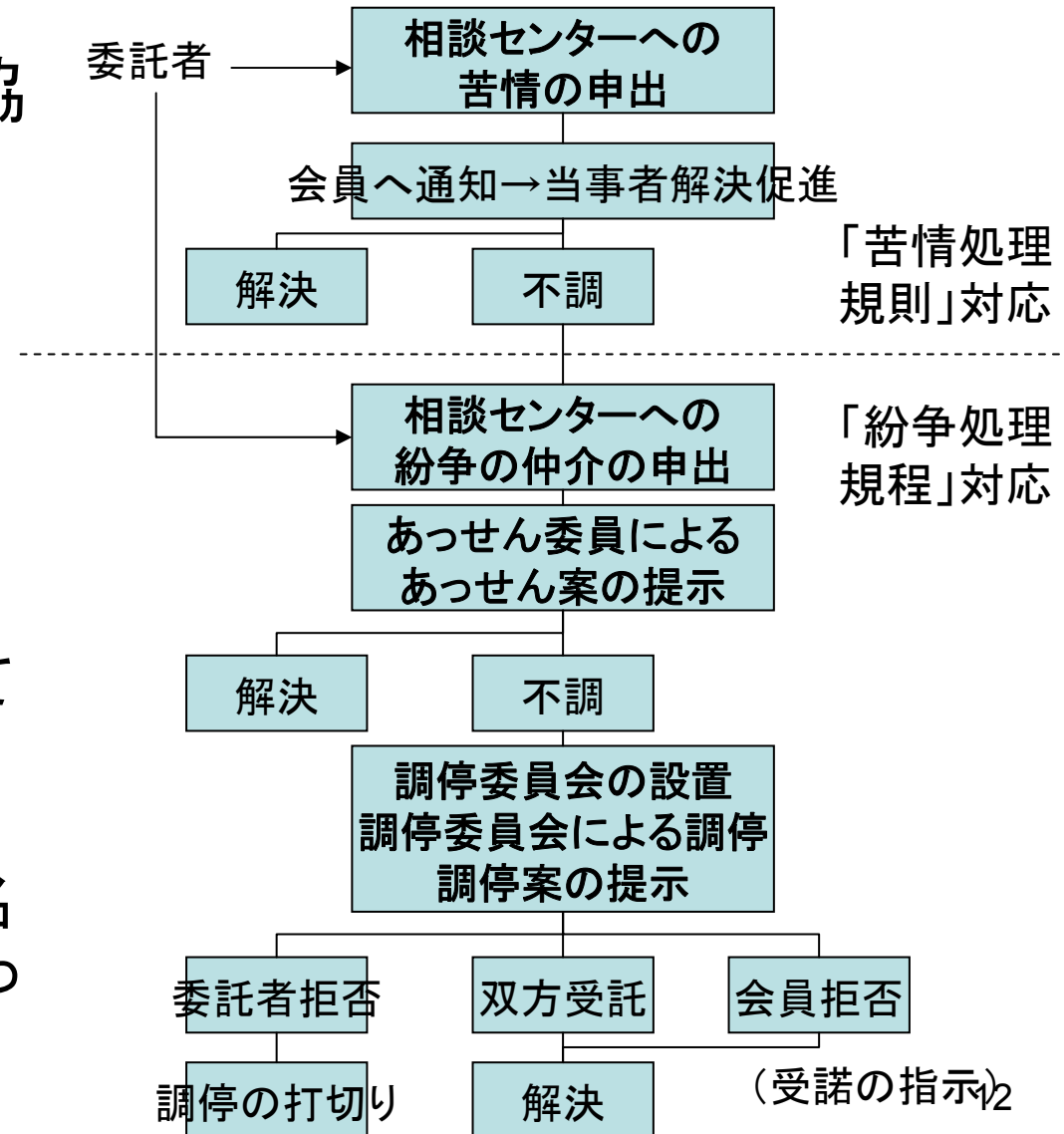
- 目的

- 協会として会員が行った監査の質を評価
- 簡易迅速な紛争解決を図ることによって監査品質の確保と被監査主体の保護を図る
- 「公正かつ公平な情報セキュリティ監査」を実施し、「情報セキュリティ監査制度」を社会に普及・浸透する

## 4. 紛争審査制度

# 4.2 類似する他団体の制度

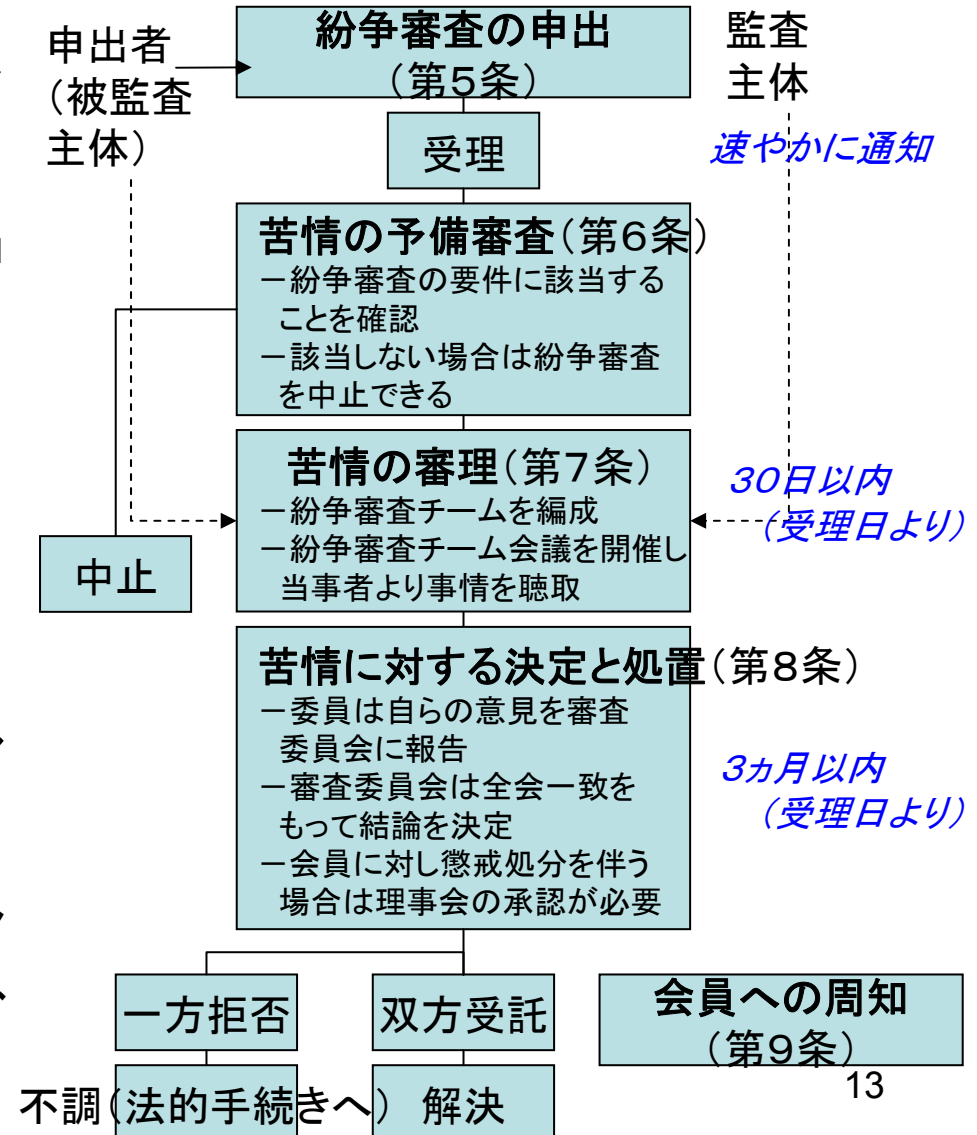
- 日本商品先物取引協会にて苦情・紛争の解決に係る事業を実施
- 相談センターを窓口とし、あっせん・調停委員会にて実対応
  - まず、苦情処理として当事者解決を促進
  - 不調の場合、紛争処理として、会長に指名された委員によるあっせん・調停を実施



## 4. 紛争審査制度

# 4.3 紛争審査の手順

- 審査委員会(委員長)からの権限移管を受け、紛争審査チームを運営
  - 紛争審査規程(案)、紛争審査申出書を策定
- 以下団体の紛争処理の運営をベースとする
  - 日本先物取引協会
  - 日本規格協会 品質システム審査員評価登録センター
- 紛争審査の具体的な取り扱いを、「紛争審査の手引き(案)」として策定(別紙資料7)
  - JIS Z 9920「苦情対応マネジメントシステムの指針」を参考にして、紛争審査の申出に対し取り組む



## 5. 監査品質審査制度

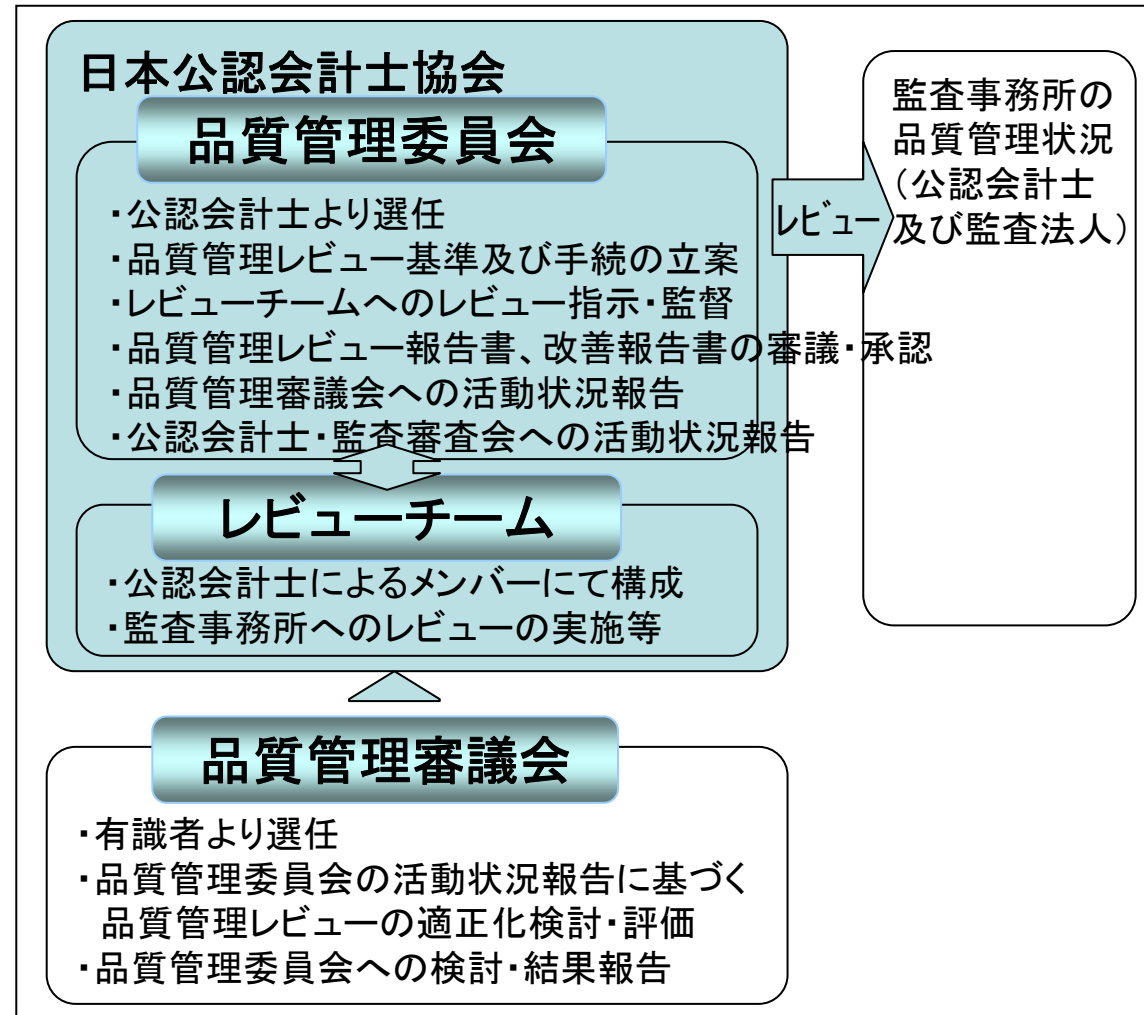
# 5.1 監査品質審査制度の定義・目的

- 定義
  - 会員より申請のあった、もしくは協会として独自の判断により選択した現に行われた監査について、情報セキュリティ監査制度に基づき、その監査に用いられた基準及び倫理基準など協会の定める基準に示された監査水準に適合するか否かを審査
- 目的
  - 協会として会員が行った監査の質を評価
  - 「公正かつ公平な情報セキュリティ監査」を実施し、「情報セキュリティ監査制度」を社会に普及・浸透する
  - 協会は、会員の情報セキュリティ監査が、情報セキュリティ監査の標準的基準に適合するか否かを評価することを通じて、会員の情報セキュリティ監査の品質を情報セキュリティ監査制度及び協会の定める基準に適合するものか否かを表明し、この表明の有無が、社会に対して、会員の監査と非会員の監査を区別
  - 監査品質審査を通じて得られた情報を、今後の監査基準の制定に役立て、情報セキュリティ監査制度の発展に役立てる

## 5. 監査品質審査制度

# 5.2 類似する他団体の制度

- 日本公認会計士協会にて、品質管理委員会・レビューチームを編成し品質管理レビューを実施
- その内容を品質管理審議会が評価
- さらに、行政機関である公認会計士・監査委員会がモニタリング



▲ モニタリング

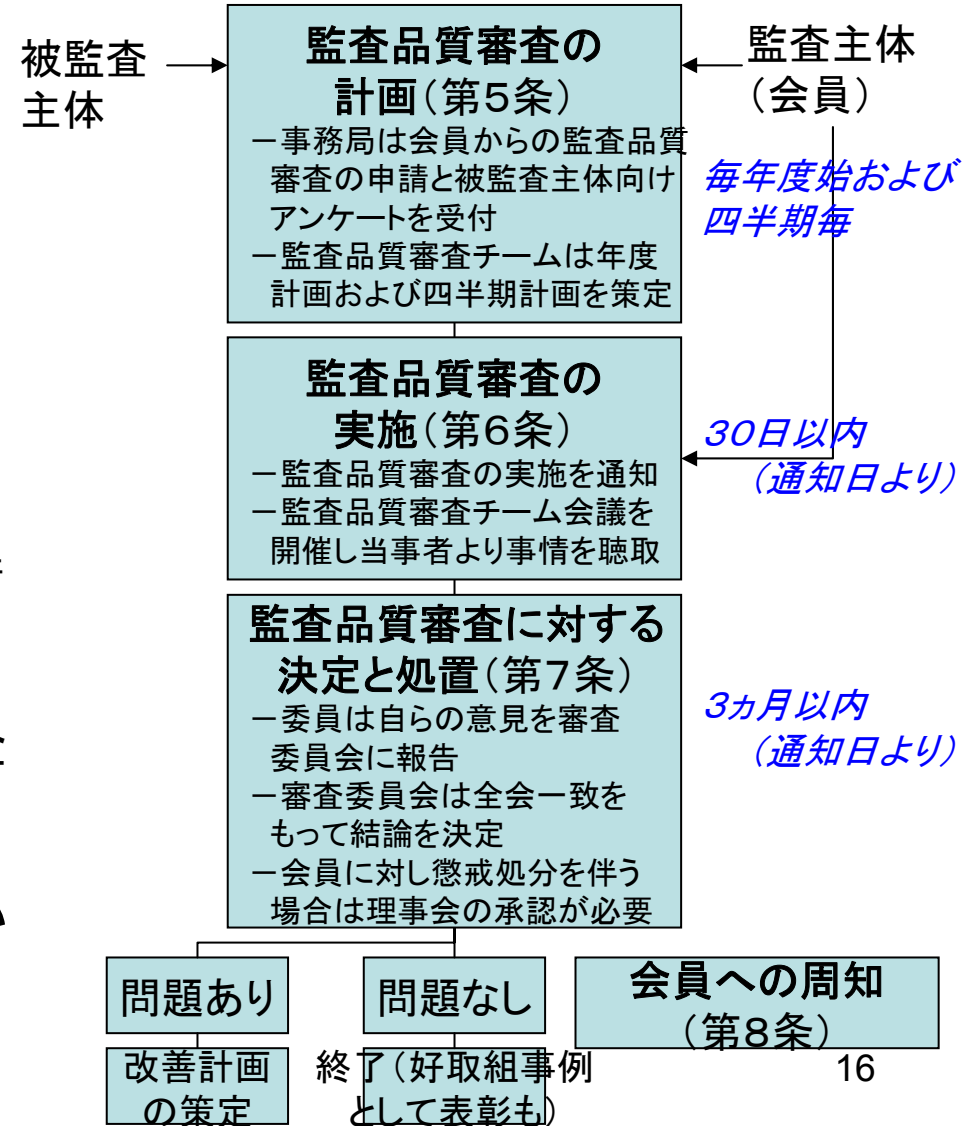
公認会計士・監査委員会(行政)



## 5. 監査品質審査制度

# 5.3 監査品質審査の手順

- 審査委員会(委員長)からの権限移管を受け、監査品質審査チームを運営
  - 監査品質審査規程(案)を策定
- 紛争審査の手順をベースに策定
  - 相違点として、事前の監査事例収集や年度計画に基づく点を考慮
  - 「被監査主体向けアンケート調査票(案)」を策定
    - 協会の会員が行った全ての情報セキュリティ監査を対象に、広く回答を求めることを予定
    - 普及促進部会における監査企業紹介制度を活用した被監査主体に対しても使用
- 監査品質審査の具体的な取り扱いを「監査品質審査の手引き(案)」として策定





## 6. 倫理審査制度

# 6.2 倫理審査の手順

- 定義

- 被監査主体より提起される苦情を契機とする紛争審査や現に行われた監査を対象とする監査品質審査によらず、会員及び監査人について倫理基準に違反する事実が判明したとき、その事実について懲戒処分を行うべきか否かを審査

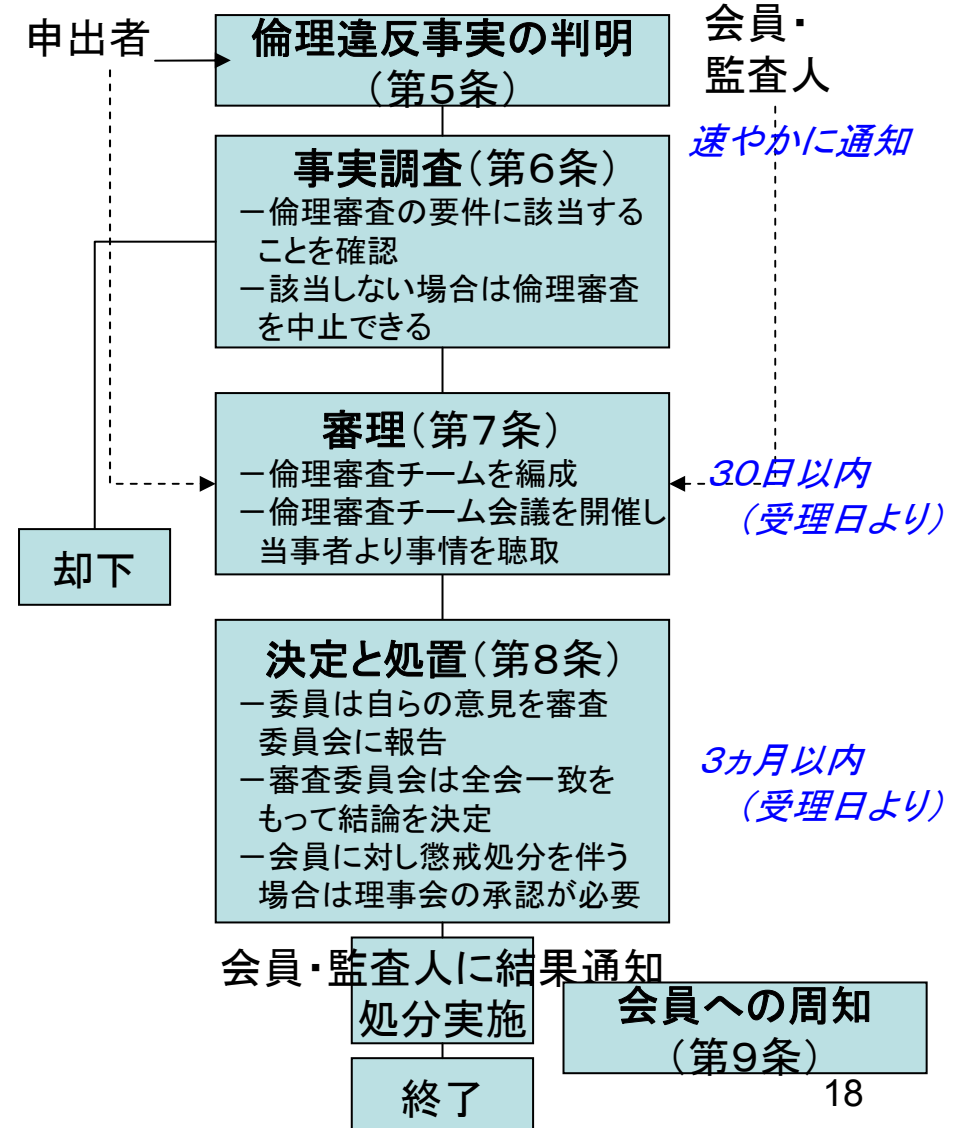
- 目的

- 協会として会員や監査人の倫理基準への遵守状況を評価
- 「公正かつ公平な情報セキュリティ監査」を実施し、「情報セキュリティ監査制度」を社会に普及・浸透する

## 6. 倫理審査制度

# 6.2 倫理審査の手順

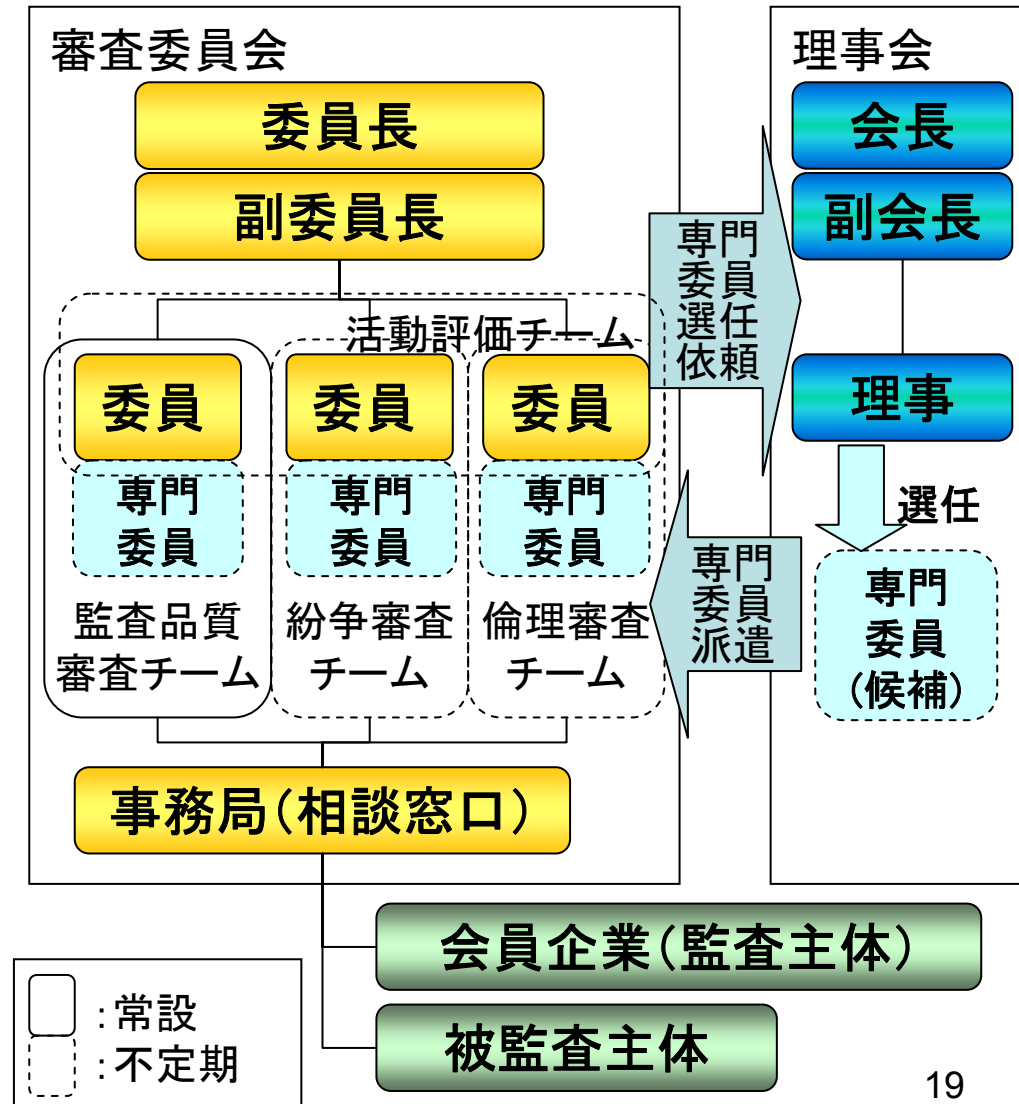
- 審査委員会(委員長)からの権限移管を受け、倫理審査チームを運営
  - 倫理審査規程(案)、倫理審査申出書を策定



## 7. 審査委員会の内部体制と役割

### 7.1 内部体制

- 委員長
  - 協会会長兼務
- 副委員長
  - 委員長を補佐
- 委員  
(常任)委員と専門委員
  - 紛争審査チーム
  - 監査品質審査チーム
  - 倫理審査チーム
  - 活動評価チーム
- 事務局  
被監査主体や監査主体  
(会員)の窓口
  - 監査事例調査窓口
  - 苦情受付窓口



## 7. 審査委員会の内部体制と役割

# 7.2 委員

### (1) 全般的な考え方

- (常任)委員
  - 委員長、副委員長及び各チームを指揮するチームリーダー
  - 情報セキュリティ監査研究会委員のような情報セキュリティ監査制度に通じたメンバーが含まれている必要がある(次ページ<参考>を参照)
  - 出身母体のバランスも考慮
    - 法律の専門家又は学識経験者 : 2名程度
    - 被監査主体代表 : 3名程度
    - 監査主体代表 : 4名程度
- 専門委員
  - 特に紛争審査や倫理審査を実施する際の機動性を確保するため、個別の事案を担当
  - 個別の事案が発生する度に、協会の運営に責任を持つ理事により選任
    - 理事ご自身が専門委員となる必要はない(もちろんなってもかまわない)
    - 審査委員会からの依頼に基づき、理事が専門委員を選任し、その理事により選任された専門委員を、審査委員会が委嘱
    - 審査委員会が予め定めた名簿に、理事を順番付けて(50音順等)リストアップし、その順番で理事が専門委員を選任

＜参考＞ 情報セキュリティ監査研究会委員名簿 ※肩書は当時のまま

(委員長)

土居 範久 慶應義塾大学工学部情報工学科教授

(委員)

稲垣 隆一 弁護士

歌代 和正 株式会社インターネットイニシアティブ技術本部部長

大木 栄二郎 NPOネットワークリスクマネジメント協会幹事

喜入 博 KPMGビジネスアシュアランス株式会社シニアアドバイザー

小林 俊範 (社)電子情報技術産業協会情報セキュリティ監査検討WG主査

下村 正洋 NPO日本ネットワークセキュリティ協会事務局長

杉本 隆洋 (財)インターネット協会理事

鳥居 壮行 駿河台大学文化情報学部教授

中尾 康二 株式会社KDDI研究所コンピュータセキュリティグループリーダー

永田 靖人 (社)日本情報システム・ユーザー協会セキュリティ部会長

堀江 正之 日本大学商学部教授

本田 実 システム監査学会常任理事

松尾 明 特定非営利活動法人ITコーディネータ協会理事

丸山 満彦 監査法人トーマツ シニアマネジャー 公認会計士

水野 義嗣 (社)情報サービス産業協会セキュリティ委員会ISMS研究部会長

山口 英 奈良先端科学技術大学院大学情報科学研究科教授

和貝 享介 特定非営利活動法人日本システム監査人協会副会長

## 7. 審査委員会の内部体制と役割

# 7. 2 委員

## (2) 紛争審査チーム

- 被監査主体からの苦情を契機に監査事例の適正性を審査
- 苦情発生都度、臨時で開催
  - 苦情受付窓口が必要(事務局に設置:後述)
- 会員及び監査人は、紛争審査に対し協力する義務を負う
  - 会員倫理規程、監査人倫理規程、紛争審査規程に明記
- 副次的な機能として、監査人・監査企業の倫理審査を実施
  - 懲戒処分を命ずることが可能となるが、そのような判断を行うことによる訴訟リスクを回避するため、会員及び監査人に対して損害や精神的苦痛に対して一切の責任を負わないこととしている

## 7. 審査委員会の内部体制と役割

# 7.2 委員

### (3) 監査品質審査チーム

- 協会自ら監査事例の適正性を審査
- 年度始に監査品質審査の年度計画を策定し、前年度の情報セキュリティ監査実績から監査品質審査を実施する監査をピックアップ監査事例を収集(窓口を事務局に設置:後述)
  - 会員からの監査品質審査の申請を受付
  - 被監査主体に対しアンケートを実施
- 会員は、監査品質審査に対し協力する義務を負う
  - 会員倫理規程、監査品質審査規程に明記
- 副次的な機能として、監査人の倫理審査を実施
  - 懲戒処分を命ずることが可能となるが、そのような判断を行うことによる訴訟リスクを回避するため、会員に対して損害や精神的苦痛に対して一切の責任を負わないこととしている

## 7. 審査委員会の内部体制と役割

# 7. 2 委員

## (4) 倫理審査チーム

- 会員及び監査人について倫理基準に違反する事実が判明したとき、その事実について懲戒処分を行うべきか否かを評価
- 不定期に審査委員会委員の中から倫理審査チームを編成し活動
  - 会員に対し懲戒を行うときは理事会の承認、監査人に対し懲戒を行うときは監査人の資格認定を行う機関の承認が必要
- 紛争審査や監査品質審査を行う中で倫理基準違反が明らかになった場合は、紛争審査チームまたは監査品質審査チームの審査において懲戒処分を行うべきか否かを評価するため、倫理審査チームは編成しない



## 7. 審査委員会の内部体制と役割

# 7. 2 委員

## (5) 活動評価チーム

- 審査委員会の活動そのものを評価
  - 倫理規程の継続的改善を実施
  - 監査品質審査制度・紛争審査制度の継続的改善を実施
- 当年度の監査品質審査・紛争審査の実績を振り返り、理事会に報告
  - 倫理規程に反映させるべき内容を検討
  - 監査品質審査制度・紛争審査制度の改善点を検討
- 監査品質審査チーム・紛争審査チームのメンバーの代表者から構成(暫定実施)
  - 将来的には独立した第三者にて構成(例えば、協会外の有識者)
- 年度末から翌年度始(3月～5月頃)に臨時に開催

## 7. 審査委員会の内部体制と役割

# 7.3 事務局

## (1) 苦情受付窓口

- 紛争審査の窓口
- 被監査主体からの苦情を契機に、紛争審査チームを召集
- 全ての苦情を受け付けるのではなく、取扱可能な苦情の範囲を紛争審査規程にて明確にし、対外的に表明しておく
  - 第6条(苦情の予備審査)

### 紛争審査規程(案) 第6条(苦情の予備審査)

➤ 協会は、紛争審査申出書の内容が以下すべての要件に当てはまることを確認(当てはまらない場合は紛争審査を中止できる)

- (1) 紛争審査申出者が被監査主体であること。但し、代理人による申出を妨げない。
- (2) 会員及び監査人が紛争審査申出者に対して行った特定の情報セキュリティ監査に関する苦情であること。
- (3) 紛争審査申出の内容が具体的であり、事実確認に必要な情報が含まれていること。その際、書面にて以下の内容が記載されていること。
  - ・ 求める結論
  - ・ その理由
  - ・ 理由を基礎づけるために必要な情報

➤ 協会は、以下いずれかの要件に当てはまらないことを確認(当てはまる場合は紛争審査を中止できる)

- (1) 協会において既に解決した苦情または、既に処理を終了した紛争に係るものであるとき。
- (2) 紛争の対象となる監査の監査報告書提出日から1年を経過したものであるとき。
- (3) 裁判所において、現に訴訟または民事調停が行われ、またはそれらが終了した紛争に係るものであるとき。
- (4) 弁護士会において、現に仲裁が行われ、またはそれが終了した紛争であるとき。
- (5) その紛争の性質上、協会が紛争審査を行うに相当でないとき。
- (6) 不当な目的でまたはみだりに紛争審査の申出を行ったと認められることができるとき。
- (7) 紛争審査の対象となる監査主体が非会員、かつ監査チームを構成する個人に監査人が含まれないとき。

## 7.3 事務局

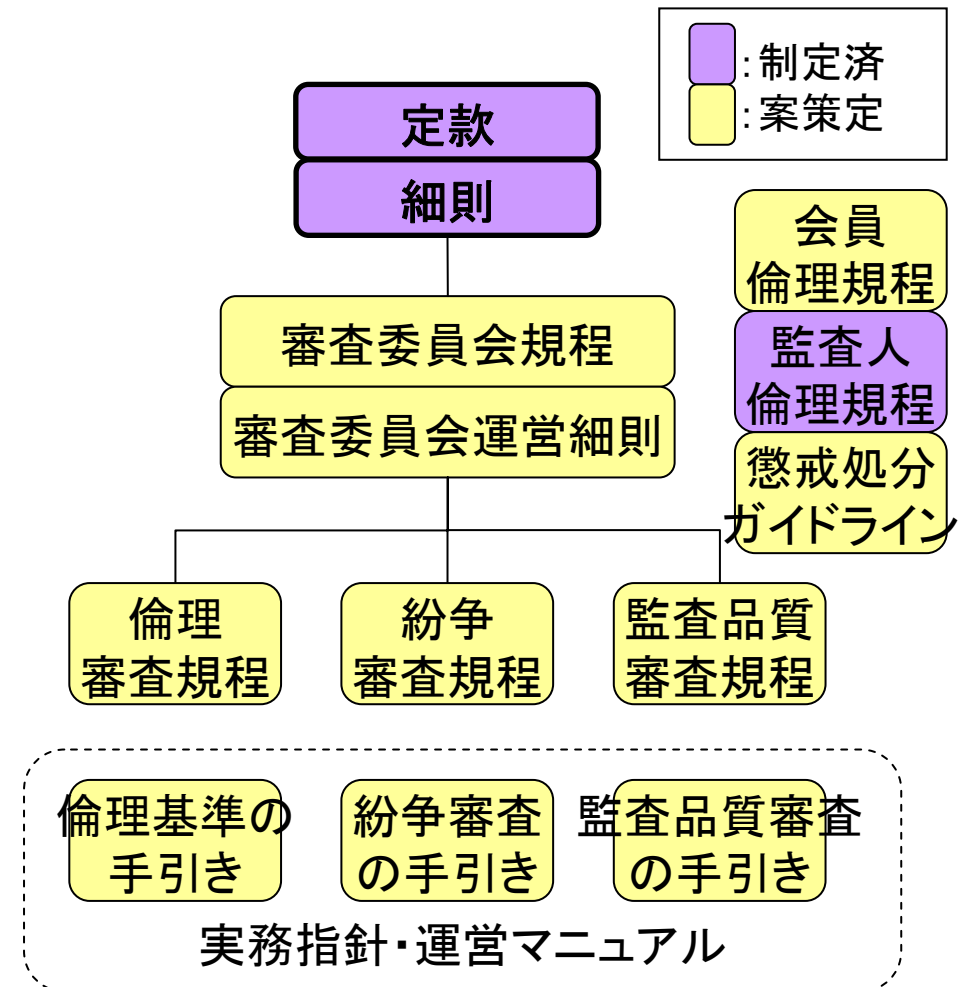
### (2) 監査事例調査窓口

- 会員の監査事例の概略を統計的に収集
- 会員からの監査品質審査を受付
- 会員が実施した情報セキュリティ監査の概略について、被監査主体に対しアンケートを実施。
  - 会員が情報セキュリティ監査を行う際は、被監査主体に対して当アンケートへの協力を求める(提出は被監査主体の任意)
  - 当アンケートに基づき、監査主体に対して協会の監査品質審査がなされる旨を記載し、一定程度の情報公開について事前に了承を得る
- この監査事例から、監査品質審査チームは年度計画に基づき個別の監査事例を選択し、監査品質審査を実施
- その他の方策も検討
  - 例えば、情報セキュリティ監査企業台帳に前年度の情報セキュリティ監査内容が記載されているが、協会会員の場合はその監査についても監査品質審査の対象とすることとし、より詳細な情報を収集

## 7. 審査委員会の内部体制と役割

# 7.4 規程体系

- 細則(改定)
  - 審査委員会の設置とその役割を追加
- 審査委員会規程
  - 審査委員会における各種制度の運営に係る根本規則
  - 委員の独立性を明記
- 審査委員会運営細則
  - 審査委員会の運営に係る細則
  - 専門委員を選任するための規定を明記



## 8. 今後検討すべき事項

# 8.1 協会内外への広報

- 情報セキュリティ監査制度の普及促進
  - 会員及び監査人が行う情報セキュリティ監査の品質についての信頼性は審査委員会における運営により担保されるため、相対的に高いものであることを表明することが可能
  - 審査委員会の運営開始について広報する中で、この品質についての信頼性をメリットとして訴求する(下表イメージ)

		所属企業	
		会員	非会員
監査人個人	資格あり	信頼性 高	信頼性 中
	資格なし	信頼性 中	信頼性 低

- 普及促進部会において、監査企業紹介制度を2005年4月より運営開始
  - この制度をアピールするため品質確保の方法としても、協会が審査委員会を設けていることを訴求

## 8. 今後検討すべき事項

# 8.2 委員の選任

- 審査委員会メンバーの選任
  - 情報セキュリティ監査研究会委員に協力依頼
  - その他、審査委員会設置検討会にて趣旨に賛同し協力を得られる方を委員候補案として選定
  - 2005.5.11(水)理事会審議にて選任予定

## 7. 今後検討すべき事項

# 7.3 運営費用の捻出

- 短期的には、経済産業省からの委託の一部として、制度の運営定着を図る
- 中期的には、協会として独立した財源を確保し、運営を自律させることが必要
- 具体的な方法は、例えば以下の方策がアイデアとして示されているが、今後運営を開始し発生する費用を分析する中で、負担方法を検討
  - 会費の一部
  - 監査人資格の認定・資格維持の費用の一部
  - 保険スキームの活用(協会が被保険者)
  - 会員から預託金の徴収(クレーム発生しなければ返却)